

不利益処分

処分名	費用返還額決定
根拠法令	生活保護法第63条
所管課	保護課

1 処分の内容

保護に要した費用を返還させる。

2 処分の要件

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたとき。